

第1問 答案用紙<1>  
(租税法)

問題1 (20点=05×4)

問1 A社がPに支払った給与のA社における消費税法上の取扱い A

PがA社に対し、使用人として提供した役務は、給与等を対価とする役務の提供であるため、課税仕入に該当しない(消費税法2条1項12号)。従って、A社がPに支払った給与の金額は、仕入税額控除の対象とはならず(30条1項)、消費税法上の取扱いはない。

問2 備品の廃棄損、及び損害賠償金のA社における法人税法上の取扱い A

A社において、全壊した彫刻の廃棄損800万円は、令和5事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るものに該当するため、損金の額に算入する(法人税法22条3項3号)。また、受け取った損害賠償金800万円は、無償による資産の譲受けで資本等取引以外のものに係る令和5事業年度の収益の額に該当するため、益金の額に算入する(22条2項)。

問3 Qが売却した絵画について、Qの譲渡所得の金額はいくらか A

絵画の売却額は、Qの譲渡所得の計算上、令和5年度の収入すべき金額として、総収入金額に算入すべき金額とされる(所得税法36条1項)。Qは、当該絵画を居住者Tから贈与により取得しているため、Tの取得原価を引継ぐ(60条1項1号)。従って、譲渡所得は、総収入金額3,000万円から取得費450万円及び特別控除額50万円(33条4項)を控除した2,500万円となる(33条3項)。

問4 A社が受領した還付金、及び還付加算金のA社における法人税法上の取扱い B

A社に還付された固定資産税、A社が受領した法人税及び固定資産税の還付加算金は、令和5事業年度の収益の額として、益金の額に算入される(法人税法22条2項)。これに対し、法人税額等の損金不算入の規定が適用された法人税の還付金(26条1項1号)、及び55条4項の規定が適用された過少申告加算税は、二重課税排除の観点から益金の額に算入されない(同条同項2号)。

第 1 問 答 案 用 紙 < 2 >  
( 租 税 法 )

**問題 2** (20点=@4×5)

	○×欄	記 述 欄
① B	×	<p>Q. A社の繰越欠損金 1,200万円のうち、600万円が令和4年度の損金の額に算入される。</p> <p>A社は、資本金1億円以下の普通法人であるため、繰越欠損金 1,200万円は、令和4事業年度の所得金額 2,000万円を限度額として、損金の額に算入される。従って、欠損金額の全額が損金の額に算入される (法人税法57条1項、11項1号イ)。</p>
		<p>Q. A社がQに支払った退職手当は、A社の令和5年度の損金の額に算入されない。</p> <p>業績連動給与に該当しない退職手当は、法人税法34条1項の役員給与の損金不算入の規定は適用されず、不相当に高額な部分がないため、同条2項の適用もない。従って、令和5事業年度の費用の額として、損金の額に算入される (22条3項2号)。</p>
② A	×	<p>Q. Qの退職所得は、退職手当から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額となる。</p> <p>所得税法第30条2項、5項1号</p>
		<p>Q. A社がB社に譲渡した機械の譲渡対価と時価の差額3千万円は、益金に算入されない。</p> <p>法人税法第25条の2 第1項、2項、3項</p>
③ A	○	<p>Q. A社がB社に譲渡した機械の時価1億円が消費税法上の課税標準となる。</p> <p>課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額 (消費税及び地方消費税相当額を除く)とされるため、機械装置の売却に係る消費税の課税標準は、譲渡等の対価の額 7,000万円である (消費税法28条1項)。</p>
		<p>Q. A社がB社に譲渡した機械の時価1億円が消費税法上の課税標準となる。</p> <p>課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額 (消費税及び地方消費税相当額を除く)とされるため、機械装置の売却に係る消費税の課税標準は、譲渡等の対価の額 7,000万円である (消費税法28条1項)。</p>
④ B	○	<p>Q. A社がB社に譲渡した機械の時価1億円が消費税法上の課税標準となる。</p> <p>課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額 (消費税及び地方消費税相当額を除く)とされるため、機械装置の売却に係る消費税の課税標準は、譲渡等の対価の額 7,000万円である (消費税法28条1項)。</p>
		<p>Q. A社がB社に譲渡した機械の時価1億円が消費税法上の課税標準となる。</p> <p>課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額 (消費税及び地方消費税相当額を除く)とされるため、機械装置の売却に係る消費税の課税標準は、譲渡等の対価の額 7,000万円である (消費税法28条1項)。</p>
⑤ A	×	<p>Q. A社がB社に譲渡した機械の時価1億円が消費税法上の課税標準となる。</p> <p>課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額 (消費税及び地方消費税相当額を除く)とされるため、機械装置の売却に係る消費税の課税標準は、譲渡等の対価の額 7,000万円である (消費税法28条1項)。</p>
		<p>Q. A社がB社に譲渡した機械の時価1億円が消費税法上の課税標準となる。</p> <p>課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額 (消費税及び地方消費税相当額を除く)とされるため、機械装置の売却に係る消費税の課税標準は、譲渡等の対価の額 7,000万円である (消費税法28条1項)。</p>

第2問 答案用紙<1><2>  
(租税法)

問題1 (24点=@2×12)

問1

31,000 株	C
80,000 株	

問2

(単位：円)

(租税公課に関する申告調整)

[資料] 5. (2)及び(3)について

	加算すべき金額		減算すべき金額
@2	921,100	B	, ,

[資料] 5. (4)及び(6)について

@2	78,335,900	A	, ,
----	------------	---	-----

(役員及び使用人の給与に関する申告調整)

[資料] 6. について

DとGの給与

@2	3,000,000	C	, ,
----	-----------	---	-----

上記以外の項目

@2	9,000,000	C	, ,
----	-----------	---	-----

(売上高及び売上原価に関する申告調整)

[資料] 7. について

@2	1,200,000	B	, ,
----	-----------	---	-----

(受取配当金及び預金利子に関する申告調整)

[資料] 8. について

, ,	@2	3,450,000	A
-----	----	-----------	---

(株式の売却に関する申告調整)

[資料] 9. について

, ,	@2	50,000,000	A
-----	----	------------	---

問3

① 法人税額 @2 54,312,824 A

② 差引確定法人税額 @2 35,769,300 A

問4

① 繰延税金資産 @2 △ 136,980,000 C

② 自己株式 @2 △ 100,000,000 C

問題2 (6点=@2×3)

問1

(単位：円)

(減価償却に関する申告調整)

[資料] 1. について

	加算すべき金額		減算すべき金額
@2	71,667	C	, ,

問2

(繰越欠損金に関する申告調整)

[資料] 2. について

繰越欠損金の当期控除額 @2 10,200,000 B

翌期へ繰り越す欠損金の金額 @2 10,190,000 B

第2問 答案用紙<3>  
(租税法)

問題3 (14点=@2×7)

(単位：円)

問1 (1) 給与所得の金額	@2	5,380,000	A
(2) 退職所得の金額	@2	6,000,000	A
(3) 配当所得の金額	@2	3,000,000	B
(4) 不動産所得の金額	@2	△ 1,700,000	A
問2 土地建物等の譲渡に係る譲渡所得の金額	@2	89,000,000	B
問3 損益通算後の総合課税の対象となる所得の金額の合計額	@2	7,380,000	C
問4 ①から④までの所得控除の金額	@2	1,590,000	B

第2問 答案用紙<4>  
(租税法)

問題4 (16点=@2×8)

[問]

(単位：円)

- |   |    |               |   |
|---|----|---------------|---|
| (1) 課税標準額に対する消費税額                                 | @2 | 312,039,000   | A |
| (2) 課税売上割合の計算式の分子の金額                              | @2 | 5,100,500,000 | A |
| (3) 課税売上割合の計算式の分母の金額                              | @2 | 5,103,382,000 | A |
| (4) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額                             | @2 | 283,389,600   | A |
| (5) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの              | @2 | 279,926,400   | A |
| (6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等にのみ要するもの            | @2 | 46,800        | A |
| (7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの | @2 | 3,416,400     | A |
| (8) 貸倒れに係る消費税額                                    | @2 | 312,000       | A |